

住所の変更のご案内

令和元年 12 月 19 日(木)から
事業区域内の住所が変わります



上中田北部土地区画整理組合
電話 0 2 5 5 - 7 2 - 4 1 1 8
〒944-0098 妙高市大字雪森 645-1

上越市 自治・市民環境部 市民課
電話 5 2 6 - 5 1 1 1 (内線 1 1 3 5)
〒943-8601 上越市木田一丁目 1 番 3 号

はじめに

当組合が施行している上中田北部土地区画整理事業の地区内は、当組合が行う換地処分の実施にあわせて、12月19日(木)から住所が変更となります。

地区内にお住まいの方や事務所等の住所が変わることにより、どのような手続が必要になるのかをまとめました。住所の変更についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

目次

1	今回、お届けしたもの	1 ページ
2	別にお届けするもの	1 ページ
3	変更後の住所、本籍及び不動産の表示について	1 ページ
4	住所変更後の手続	
	(1) 市役所が住所を書き換えるもの	2～3 ページ
	(2) 法務局が住所を書き換えるもの	3 ページ
	(3) 実施日以降ご本人が住所変更の手続をする主なもの	4～6 ページ
	(4) 事業所(法人)等が住所変更の手続をする主なもの	6 ページ
5	自動車運転免許証・運転経歴証明書の記載事項変更届について	6～7 ページ
6	国民年金又は厚生年金の手続について	7 ページ
7	不動産の住所変更登記について	8～9 ページ

1 今回、お届けしたものの

住所の変更のご案内	このパンフレットです。
新地番一覧図（1枚）	区画整理事業区域内の新地番を表した図面です。
登記申請書（1枚）	不動産の住所変更登記を行う際の申請用紙です。 記入例等、詳しくは8, 9ページをご覧ください。

2 別にお届けするもの

住所変更通知書 （1枚）【黄色の紙】	新住所をお知らせするものです。
住所変更証明書 （5枚） 【普通紙】	住所の変更に伴う諸手続の証明書として使用します。 12月19日以降早めに郵送しますが、お急ぎの場合は12月19日以降、市役所市民課、南・北出張所、各総合事務所で発行します。（無料） 不足する場合は、請求期限はありませんので、必要の都度、請求してください。

3 変更後の住所、本籍及び不動産の表示について

(1) 住所は新しい字名に変わります。

例（実施前）	上越市	大字上中田	〇〇〇番地〇
↓			
（実施後）	上越市	<u>上中田</u> 新字名	〇〇〇番地〇

(2) 本籍の表示は「大字上中田」が新字名の「上中田」に変わります。他は変わりません。

例（実施前）	上越市	<u>大字上中田</u>	〇〇〇番地
↓		↓	
（実施後）	上越市	<u>上中田</u> 新字名	〇〇〇番地

※本籍の表示を「大字上中田」以外の字名から新字名の「上中田」に変更するときや、地番を変更するときは、戸籍の転籍届を届出してください。

※本籍の表示を変更したときは、自動車運転免許証の変更届が必要です。詳しくは6ページをご覧ください。

(3) 不動産の表示は新しい字名に変わり、小字は廃止されます。

例 (実施前)	上越市	大字上中田	〇〇〇番地〇
↓			
(実施後)	上越市	<u>上中田</u> 新字名	〇〇〇番地〇

4 住所変更後の手続き

今回の住所変更に伴い、市役所や法務局において職権で書き換えるものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手続きをしていただきますようお願いいたします。
以下、その主なものを記載しましたので参考にしてください。

(1) 市役所が住所を書き換えるもの（ご自身が手続きしなくてよいもの）

公 簿 名	問合せ先	説 明
住民票 印鑑登録原票	市役所 市民課	市役所が新住所に書き換えます。
戸籍の附票	市役所 市民課	本籍が上越市の場合、市役所が新住所に書き換えます。本籍が他の市町村の場合は、市役所が通知を出して書き換えを依頼します。
課税台帳 原動機付自転車、小型特殊自動車	市役所 税務課	市役所が新住所に書き換えます。
国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受領証 老人医療費受給者証	市役所 国保年金課	実施日以降、新しい保険証等を郵送します。それまでは、今までの保険証等をご使用ください。新しい保険証等が届いたら古い保険証は破棄してください。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証 介護保険サービス利用者負担金助成認定証	市役所 高齢者支援課	実施日以降、新しい保険証等を郵送します。それまでは、今までの保険証等をご使用ください。新しい保険証等が届いたら古い保険証等は破棄してください。

公 簿 名	問合せ先	説 明
障害福祉サービス受給者証	市役所 福祉課	実施日以降、新しい受給者証を郵送します。それまでは、今までの受給者証をご使用ください。新しい受給者証が届いたら古い受給者証は破棄してください。
児童手当 児童扶養手当証書 子ども医療費助成受給者証 ひとり親医療費助成受給者証	市役所 こども課	新しい各種受給者証、児童扶養手当証書の発行は行いませんので、そのままお使いください。
市立保育園・私立保育園名簿	市役所 保育課	市役所が新住所に書き換えます。
学齢簿	教育委員会 学校教育課 電話 545- 9244	教育委員会で新住所に書き換えます。
公共サービス等	ガス・水道	それぞれの機関で新住所に書き換えます。 (しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますのでご了承ください。)
	電 気	
	固定電話	
	N H K	
	J C V	
	有線放送	
	郵便局	個別に届出をしなくても郵便物は届きます。 (当面の間、旧住所でも郵便物は届きます。) ※郵便貯金、保険等をご本人が手続きをします。

(2) 法務局が住所を書き換えるもの

公 簿 名	問合せ先	説 明
土地登記簿 建物登記簿	新潟地方法務局 上越支局	表題部は新潟地方法務局上越支局で新町名に変更されます。 ※ただし、所有者、抵当権者等の住所は本人の申請がなければ変わりません。詳しくは8～9ページをご覧ください。

(3) 実施日以降ご自身が住所変更の手続をする主なもの

※マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書の変更の届出人が、本人や同一世帯員以外の場合は事前にお問い合わせください。

件名	届出先	手続期限	必要書類等
マイナンバーの通知カード (紙製)	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①マイナンバーの通知カード ②本人確認書類 ・顔写真あり…1点 ・顔写真なし…2点
マイナンバーカード	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①マイナンバーカード ※手続の際に暗証番号 が必要です。
住民基本台帳カード (顔写真付き) ※顔写真なしの場合、 手続は不要	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①住民基本台帳カード ※QRコード入りのカード をお持ちの方は手続の際に暗証番号が 必要です。
在留カード 特別永住者証明書 ※みなし在留カード及び みなし特別永住者証明書 を含む	市役所市民課 南・北出張所 各総合事務所	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①在留カード (または外国人登録証明書) ②特別永住者証明書 (または外国人登録証明書) ※みなし在留カードを 含む
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 重度心身障害者医療費受給者証	市役所福祉課 各総合事務所 福祉交流プラザ	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①各手帳、受給者証 ②印鑑(認印)
特別児童扶養手当証書	市役所福祉課 各総合事務所 福祉交流プラザ	実施日以降お早め の手続をお願いします。	①特別児童扶養手当証書 ②印鑑(認印)

件 名	届出先	手続期限	必要書類等
自動車運転免許証の住所及び本籍変更	上越交通安全協会（上越警察署内） 詳しくは6ページをご覧ください。		電話 524-2301
国民年金・厚生年金	上越年金事務所 電話 524-4115 詳しくは7ページをご覧ください。		
共済年金・恩給・基金等受給者	加入されている各共済組合・恩給局・基金等へ直接お尋ねください。		
不動産（土地・建物）所有者の住所変更登記	新潟地方法務局上越支局 電話 525-4133		
各種免許、許可、許可証等	各関係機関にお問い合わせの上、手続をお願いします。		
普通自動車及び自動二輪車（250cc超）の住所変更	長岡自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2041	通常の場合、車検又は売却時までに手続をお願いします。	① 住所変更証明書 ② 自動車検査証 ③ 印鑑（認印可） ④ 委任状（所有者と使用者が異なる場合） ⑤ 申請書（届出先にあります。）
軽二輪車（126cc～250cc）の住所変更			① 住所変更証明書 ② 軽自動車届出済証 ③ 印鑑（認印可） ④ 申請書（届出先にあります。）
軽自動車の住所変更	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 長岡支所 電話 050-3816-1851	手続をされなくても問題ありませんが、変更希望の場合は、管轄する窓口にて手続をお願いします。	① 自動車検査証 ② 申請書（届出先にあります。用紙代は無料です。） ③ 住所変更証明書 ④ 印鑑（認印可）
※125cc以下の二輪車使用者・所有者の住所変更は市役所が新住所に書き換えるので手続の必要はありません。			

※普通自動車、自動二輪車、軽二輪車、軽自動車の住所変更を行政書士等にお問い合わせの場合は、その費用をご負担願います。	
パスポート	ご本人がパスポートの最終ページの旧住所に二重線を引き、余白部分に新住所を記入します。
その他	勤務先、学校、銀行、保険会社などで住所変更が必要なものもありますので、それぞれお手数ですが確認のうえ、手続きをお願いします。

(4) 事業所（法人）等が住所変更の手続きをする主なもの

件名	届出先	手続き期限	必要書類等
会社等の所在地及び代表者の住所の変更登記	新潟地方法務局 法人登記部門 電話 025-226-0955 ほか、本店・支店の所在地を管轄する法務局	本店は2週間以内 支店は3週間以内	新潟地方法務局法人登記部門にお問い合わせの上、手続きをお願いします。

5 自動車運転免許証・運転経歴証明書の記載事項変更届について

運転免許証・運転経歴証明証をお持ちの方は、記載事項を変更する必要がありますので該当する方は、**12月19日以降**、運転免許証・運転経歴証明書をご持参のうえ、手続きを行ってください。

事業区域内に住所がある方	住所を変更してください。 【手続きに必要なもの】 ・住所変更証明書… 12月19日以降に郵送します。
届出先	上越交通安全協会（上越警察署内） 電話 524-2301
受付時間	月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午前11時、午後1時～午後4時
届出用紙	上越交通安全協会に備え付けてあります。

そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料は無料です。 ・ 運転免許証に記載されている住所が実施前と異なる場合、運転免許証に記載されている住所から現在の住所につながるまでの住民票など（1通 350 円）が別途必要です。 ・ 運転免許証には本籍の記載がありませんが、IC チップの中には本籍の情報が入っています。婚姻・転籍等により本籍地が変更になった方で、その変更手続きがまだの方は、本籍地入りの住民票など（1通 350 円）も別途必要です。（自動車運転免許証のみ） ・ ご家族のうち、住所が住所変更実施区域外の方でも、本籍が住所変更実施区域内にある場合は、運転免許証の本籍の変更手続きが必要です。ご案内をお願いします。
-------	--

6 国民年金又は厚生年金の手続について

国民年金・厚生年金を受給されている方、国民年金・厚生年金に加入している方は、日本年金機構（上越年金事務所）が新住所に書き換えを行うため、基本的に手続の必要はありません。

ただし、令和 2 年 2 月以降に日本年金機構（上越年金事務所）から届いた郵便物の宛先が旧住所だった場合は、上越年金事務所に連絡をしてください。

問合せ先 上越年金事務所お客様相談室 電話 524-4115

7 不動産の住所変更登記について

登記簿に記載されている土地及び建物の所在（表題部）は、法務局が職権で変更しますが、所有者の住所や抵当権設定者の住所（権利部）は、**売買・贈与・抵当権設定の際までに**新住所に変更する必要があります。（売買・贈与・抵当権設定の登記の際に申請することも可能です。）

申請先	新潟地方法務局上越支局 電話 025-525-4181
受付時間	月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
必要書類等	「不動産登記申請書」は、新潟地方法務局上越支局の窓口にも備え付けてあります。（法務省または新潟地方法務局のホームページからダウンロードもできます。） ① 住所変更証明書・・・ 12月19日以降に郵送します。 ② 印鑑（認印は可ですが、スタンプ形式のものは不可です。） ・なお、不動産の所在地番等を事前にご確認ください。
その他	・ 12月19日にならないと、申請手続きはできません。 ・住所変更証明書の添付により、 登録免許税は無料 になります。 ただし、司法書士等に依頼された場合は手数料がかかります。 ・ 事前相談が必要となりますので、電話予約をお願いします。 （登記部門 直通 025-525-4181） ・現住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、その移転等の経過を証明する住民票など（ 1通350円 ）が必要です。

●申請書記載に当たってのお願い

1. 登記申請書の用紙は全ての世帯に配付いたします。不足する場合はコピーしてご利用ください。
2. パソコン等で作成していただいても結構です。紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
3. 文字は、インク、黒ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
4. 申請書は添付書類とともに左綴じにして提出してください。
5. 郵送による申請も可能です。封筒の表に「**不動産登記申請書在中**」と記載の上、**書留郵便**で送付してください。返信用の封筒は、返信先の住所、氏名を記載し、簡易書留分の切手を貼ってください。（ただし、登記識別情報通知を含まない場合）

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和元年12月19日 町名変更、地番変更（又は地番変更）

変更後の事項 住所 上越市上中田〇〇〇番地

申請人 上越市上中田〇〇〇番地

上 越 太 郎 印

連絡先の電話番号 000-000-0000

添付書類 住所変更証明書

令和〇年〇〇月〇〇日申請 新潟地方法務局 上越支局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により免除

不動産の表示

所在地 上越市上中田
地番 〇〇〇番
地目 宅 地
地積 123.45平方メートル

所在地 上越市上中田〇〇〇番地
家屋番号 〇〇〇番
種類 居 宅
構造 木造かわらぶき2階建
床面積 1階 43.00平方メートル
2階 38.62平方メートル